日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



発 行 東京都

土屋

文美

 $\equiv$ 

ング・パーニ

〇三六

株式会社

阿久津大志

田四丁<u>目</u>十

同

日

二番六号

次

目

公

…………(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……(水道局)…

○公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等 ------(下水道局)…

告

公

定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四

九

〇 三 五

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例 条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので 0 一〇三六

号) の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三 第二十二条の三の規定により、 次のとおり公告する。

令和四年二月十日

百 合子

東京都知事 小 池

〇三六

翡水

名称

特定非営利活動法人ワンコたすける協会

代表者の氏名

四

主たる事務所の所在地

認定の有効期間 中央区月島一丁目三番十六-三〇一号

令和四年一月十四日から令和九年一月十三日まで 東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第十六条の二 項の規定に基づき、 東京都指定給水装置工事事業者を

次のとおり指定した。

第一

令和四年二月十日

東京都水道局長 浜 佳

葉子

代表者 住 所

月 指 定 年

七

〇三六

指定番号

商号

島﨑 大 西東京市 町二丁目二 中 一月二十 令和四年

八

株式会社 設備工業 I s l e

〇 三 五

齊藤太嘉志 大阪府大阪 四 日 同日

八一

〇三六

社株式会 ベーショノ 四番六号 麗橋四丁目 市中央区高

株式会社 水神舎 新井 秀明 品川区西品 川一丁目十 番十一号

同日

九一

〇三六

株式会社

リブ・ク

ラフト

大澤 直 神奈川県横 浜市磯子区 同日

〇一〇三七

一〇三六

スマイル

水道設備

悠 埼玉県川口 磯子六丁目 十六番六号

十五号 目十七番二 市領家二丁 同日

五一 四一 一〇三六 〇三六

**株式会社** 

吉本

健

丁目一番

同

日

クス

株式会社

相澤

孔明

目黒区五本

同日

十三番二十 木一丁目三

システム

六 〇三六 株式会社 裕満設備 田代

裕家

同日

二-二〇四 四丁目九番 墨田区横川

城総 合設 社 安部 城通 神奈川県横 浜市神奈川 同 H

株式 会社 業 七百九十五区菅田町千 番地一

鈴木 航 たま市南区 南浦和二丁 同日

目三十三番

小野 弘幸 部市千間一 埼玉県春日 同日

丁目百二十

公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区 LOTU 株式会社 S 井上 翔太 野辺千四十あきる野市 六番地七 同 H

域等について

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第六項

(第17515号) 東 京 都 公 報 令和4年2月10日(木曜日) において準用する同条第一 処理区域等を次のとおり公告する 政令第百四十七号)第三条の規定により、 事業計画を変更するので、 都下水道局長に対して意見を申し出ることができる。 中央区 墨田区 文京区 新宿区 港区 事業計画を変更しようとする予定処理区域 事業計画の名称 千代田区 令和四年二月十日 利害関係人は、 東京都下水道局長 島四丁目、向島五丁目及び八広一丁目各地向島一丁目、向島二丁目、向島三丁目、向島三丁目、東向島六丁目、東向島六丁目、東向島六丁目、東向島六丁目、東向島二丁目、東向島二丁目、東向島二丁目、東向島二丁目、東 内幸町一丁目、皇居外苑、永田町二丁目、 京島一丁目、江東橋五丁目、吾妻橋三丁目、菊川二丁目、 大塚三丁目及び小石川五丁目各地先 上落合一丁目、下落合一丁目、下落合四丁 丁目及び芝浦四丁目各地内 南四丁目及び港南五丁目各地先並びに海岸 赤坂二丁目、赤坂三丁目、港南三丁目、 宮庭園地内 三丁目及び八丁堀四丁目各地先並びに浜離 五丁目、銀座六丁目、新富一丁目、八丁堀 座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座 京橋二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、 丸の内三丁目、 日比谷公園、丸の内一丁目、丸の内二丁目 合三丁目各地先並びに上落合一丁目地内 丁目各地先 一丁目、港南一丁目、港南二丁目、 中落合一丁目、中落合二丁目及び中落 東京都公共下水道 公告の日から二 下水道法施行令 項の規定に基づき、 有楽町一丁目及び有楽町二 神 一週間以内に、 山 変更に係る予定 (昭和三十四年 公共下水道 港南三 守 東京 港 銀 板橋区 豊島区 杉並区 中野区 渋谷区 品川区 北区 大田区 江 田谷区 東区 丁目、南長崎一丁目、目白四丁目及び目白目、長崎六丁目、西池袋四丁目、西池袋五 野四丁目及び中野五丁目各地先中央四丁目、中野二丁目、中野 各地先 糀谷五丁目、東糀谷六丁目、平和島二丁目、東海二丁目、羽田旭町、東糀谷四丁目、東 東品川四丁目、東品川五丁目、八潮一丁目、大井一丁目、東品川二丁目、東品川三丁目、勝島三丁目、康 河四丁目、住吉一丁目、千石一丁目及び千白河一丁目、白河二丁目、白河三丁目、白 町一丁目、桐ケ丘二丁目、十条台一丁目、 池袋本町三丁目、上池袋一丁目、千早四丁 池袋三丁目、池袋四丁目、池袋本町二丁目 阿佐谷北一丁目、 瀬田四丁目及び玉川台一丁目各地先 目及び南六郷一丁目各地先並びに大森南四 平和島三丁目、平和島六丁目、本羽田一丁 京浜島一丁目、昭和島二丁目、東海一丁 山金井町、 板橋二丁目、 丁目、王子本町三丁目、上十条二丁目、岸 王子六丁目、王子本町一丁目、王子本町二 赤羽台三丁目、王子一丁目、王子二丁目、 五丁目各地先 寺南五丁目各地先 高円寺北二丁目、高円寺南四丁目及び高円 南三丁目、天沼一丁目、高円寺北一丁目、 笹塚三丁目、 六郷一丁目各地内 丁目、大森南五丁目、昭和島二丁目及び南 八潮四丁目及び八潮五丁目各地先 石二丁目各地先並びに新砂三丁目地内 目各地先 大山東町、 幡ケ谷三丁目及び本町五丁目 板橋三丁目、板橋四丁目、 滝野川四丁目及び豊島一丁 野二丁目、中野三丁目、 阿佐谷北二丁目、 加賀一丁目、 熊野町、大 阿佐谷 中 Ħ 四  $\equiv$ 本庁舎二十八階 江戸川 葛飾区 足立区 練馬区 電話番号 東京都下水道局計画調整部事業調整課 意見の申出先 工事の着手年月日及び完成予定年月日 完成予定年月日 着手年月日 区 目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、向山四学園町七丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁 仲宿、 小松川一丁目地先並びに江戸川 目及び臨海町六丁目各地内 篠崎二丁目、南篠崎町五丁目、 東四つ木一丁目地内 及び堀之内二丁目各地先並びに江北三丁目 目、千住河原町、千住仲町、堀之内一丁目 三丁目、皿沼一丁目、鹿浜一丁目、鹿浜三 谷九丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、 泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、 三丁目地内 及び宮城二丁目各地内 入谷五丁目、 丁目及び東大泉三丁目各地先 丁目、貫井二丁目、貫井五丁目、 大泉学園町一丁目、 昭和三十二年四月一日 鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁 中丸町及び南町各地先並びに新河岸 令和六年三月三十一 入谷七丁目、入谷八丁目、 六五三四 大泉学園町四 (東京都庁第 臨海町 丁 丁貝、 東大泉二 Ė 江北入 大泉

丁東

発 行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 〇三(五三二一) 一一一(代)

都

郵便番号

163-8001

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号

六〇〇円円

美

印

刷

株

式

会

社 郵便番号

定 価 本号 箇月

東

電話